

## 税制改正のお知らせ

### ◆ 税制改正:配偶者控除の改正について

平成 31 年度住民税（平成 30 年中の収入に対する住民税）から配偶者控除および配偶者特別控除の控除額等が改正されます。

- ① 配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下となりました。
- ② 納税義務者本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

※「配偶者控除および配偶者特別控除」にかかる改正であり、「扶養控除」は従来どおり合計所得金額が 38 万円を超えると扶養控除の適用を受けることができません。

	配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除対象 配偶者	38 万円以下	33 万円 (38 万円)	22 万円 (26 万円)	11 万円 (13 万円)
老人 配偶者		38 万円 (48 万円)	26 万円 (32 万円)	13 万円 (16 万円)
配偶者特別控除	38 万円超 85 万円以下	33 万円 (38 万円)	22 万円 (26 万円)	11 万円 (13 万円)
	85 万円超 90 万円以下	33 万円 (36 万円)	22 万円 (24 万円)	11 万円 (12 万円)
	90 万円超 95 万円以下	31 万円 (31 万円)	21 万円 (21 万円)	11 万円 (11 万円)
	95 万円超 100 万円以下	26 万円 (26 万円)	18 万円 (18 万円)	9 万円 (9 万円)
	100 万円超 105 万円以下	21 万円 (21 万円)	14 万円 (14 万円)	7 万円 (7 万円)
	105 万円超 110 万円以下	16 万円 (16 万円)	11 万円 (11 万円)	6 万円 (6 万円)
	110 万円超 115 万円以下	11 万円 (11 万円)	8 万円 (8 万円)	4 万円 (4 万円)
	115 万円超 120 万円以下	6 万円 (6 万円)	4 万円 (4 万円)	2 万円 (2 万円)
	120 万円超 123 万円以下	3 万円 (3 万円)	2 万円 (2 万円)	1 万円 (1 万円)

※納税義務者本人の合計所得金額に応じた住民税（所得税）控除額